

木造住宅の耐震化を支援します

昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅(以下「旧耐震基準の住宅」という。)から、耐震性のある住宅への建て替えや住み替えを促すため、今年度から旧耐震基準の住宅の取り壊しに対する補助制度を新設します。加えて、既存の耐震診断費補助や、耐震改修費補助により、木造住宅の耐震化を支援します。

1 事業の背景

令和 6 年能登半島地震による犠牲者の多くは、建物の倒壊によるものです。県が令和 4 (2022) 年 3 月に公表した「新潟県地震被害想定調査結果報告書」によると、全ての旧耐震基準の建物が耐震補強や建て替えを行った場合、想定被害よりも建物の倒壊で亡くなる人を約 85%減らす効果があります。建物の耐震化を進めることは、非常に効果的な減災対策となります。

2 【新制度】建て替えまたは住み替えに伴う除却費補助（別紙チラシ参照）

(1) 補助対象

- ア 旧耐震基準の住宅に住んでおり、その住宅を取り壊し、現地または移転して建て替えて居住する。
- イ 旧耐震基準の住宅に住んでおり、その住宅を取り壊し、耐震性のある建物に住み替える。
- ウ 旧耐震基準の空き家を購入後、その住宅を取り壊し、現地で建て替えて居住する。

(2) 補助額 取り壊し費の 23%で上限 45 万円

(3) 予定件数 5 件

3 【既制度】耐震診断費補助

(1) 補助対象

旧耐震基準の住宅に対し、市に登録している耐震診断士が行う耐震診断

(2) 利用者負担額 1 万円

建物の大きさによって 7~10 万円かかるところ、差額を市が負担

(3) 予定件数 10 件

4 【既制度】耐震改修費補助

(1) 補助対象

耐震診断の結果、地震で倒壊する可能性があるとして診断された旧耐震基準の住宅を、上部構造評点 1.0 以上にする耐震改修工事

(2) 補助額 耐震改修費の 2 分の 1 かつ上限 120 万円

(3) 予定件数 1 件